簡易裁判所判事　高部眞規子
川崎簡易裁判所判事に補する
川崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・久留米簡易裁判所判事　須田　啓之
福岡地方裁判所久留米支部長を命ずる
福岡家庭裁判所久留米支部長を命ずる
久留米簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上四月十日）
簡易裁判所判事　紙浦　健二
堺簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　徳岡　治
最高裁判所事務総局人事局任用課長を免ずる
最高裁判所事務総局人事局調査課長の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
同　前澤　達朗
最高裁判所事務総局人事局参事官を免じ
最高裁判所事務総局人事局任用課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局人事局調査課長を命ずる
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　板津　正道
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上四月十一日）

○官吏死亡
簡易裁判所判事中島哲夫は四月六日死亡
○定年退官
判事兼簡易裁判所判事平賀俊明は四月七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
○任期終了退官
判事兼簡易裁判所判事山下美和子及び同山本善平は四月八日限り任期終了
判事紙浦健二は四月十日限り任期終了
判事兼簡易裁判所判事有吉一郎は四月十日限り任期終了
判事兼簡易裁判所判事川野雅樹は四月十一日限り任期終了

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第９０号
秋田市保戸野通町７番34号
債務者　野口みどり
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣嶋　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１００号
秋田市川尻若葉町３番28号
債務者　岩本　武志
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　一宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１号
秋田市川尻若葉町３番28号
債務者　岩本　之正
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　一宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４６号
山梨県笛吹市境川町石橋2421番地
債務者　中村　　好
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９７２号
大阪市西区本田３丁目２番20号　田中ビル内
債務者　岡田泰春こと　鄭　　泰春
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田さとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８２号
大阪府守口市菊水通１丁目７番25―202号
債務者　徳田　秀輝
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１５号
札幌市東区北９条東２丁目２番37号
債務者　工藤　建吾
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　和樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７５号
大阪市大正区三軒家西２―15―３、住民票上の住所堺市南区片蔵460番地100
債務者　日限　玲子（旧姓松浦・多賀）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８２号
大阪市住吉区南住吉２丁目２番26号　ハイム南住吉103号、前住所大阪市住吉区杉本１丁目９番19号
債務者　竹丸商店こと　竹田　　博
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　紘史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２２号
大阪府豊中市中桜塚５丁目２番１―406号
債務者　斎藤　大介
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太平　信恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１７号
京都市北区上賀茂藤ノ木町33番地５
債務者　山口　稔之
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野彰平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
新潟県柏崎市中浜２丁目６番４号
債務者　熊木　浩一
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係